

身近なみどり整備推進事業の運用実態と課題に関する研究

社会経済システム専攻 201111204 荒井 智晟

指導教員：村上 暁信 准教授

1. 背景と目的

樹林地には、様々な機能が携わっており、これらの機能が適正に発揮されるためにも樹林地を適切に維持管理することは非常に大切である。しかし近年では林業従事者の減少・高齢化などにより樹林地の荒廃が進んでいる¹⁾。この現状を踏まえ、行政によってこれまでいくつかの樹林地保全の策が講じられている。

例えば、地方公共団体は民有樹林地を特別緑地保全地区等の地域制緑地に指定することによって民有地のままで土地利用を規制し、その保全を図ってきた。また、横浜市での市民の森制度では、地方公共団体が土地所有者と契約を結び、制度指定後は一定期間公開をし、地域住民らによって愛護会を結成して管理を行っている。1995年には都市緑地保全法の改正により市民緑地制度が創設された。以上のような樹林地保全制度については、その運用実態や有効性、課題などについて明らかにしている研究蓄積が多く存在する^{2) 3) 4) 5) 6)}。

行政による樹林地保全策としては他に、森林環境税を用いた事業があるが、森林環境税を用いている事業に関してはその実態把握および分析は現状に迫りついておらず、森林環境税導入後の事業に関する研究蓄積は少ない⁷⁾。

そこで本研究では、茨城県において森林環境税を用いて行われている事業である、身近なみどり整備推進事業（以下、「みどりの事業」）を取り上げ、みどりの事業の運用実態及び課題を明らかにし、いかなる仕組みがあれば管理主体者による継続的な樹林地管理がなされるのかを考察することを目的とする。

2. 研究方法

(1) みどりの事業及び茨城県南地域における各市町村での事業実施状況の概要を把握するため、県南農林事務所林政課にヒアリング調査を行う。ヒアリングに関しては、事前に電話にて連絡を取った上で個別訪問を行い、半構造化形式、直接対面式でヒアリングを実施した（以下のヒアリング調査も同様の方法にて実施）。みどりの事業運用背景や運用実態全般に関する項目をヒアリング項目とした。

(2) (1)を踏まえて、茨城県南地域に位置する各市町村での具体的な事業運用実態を把握するため、茨城県南各市町村にヒアリング調査を行う。事業実施地の特徴やPR活動、事業の課題等をヒアリング項目とした。

(3) 各市町村におけるみどりの事業実施地の適正さを明らかにするためESRI ジャパン株式会社のArcGISを用いて公益性の高い場所と事業実施地との距離の算出し考察を行う。

(4) (2)を踏まえ、管理主体者が継続的な維持管理を行っている先進事例を抽出し、管理主体者へのヒアリング調査を行う。事業導入のきっかけや管理作業内容等をヒアリング項目とした。

(5) 以上より、みどりの事業の運用実態及び課題を明らかにし、管理主体者による継続的な維持管理が行われる仕組みについての考察を行う。

3. 結果

3. 1 みどりの事業運用実態

3. 1. 1 みどりの事業運用背景

茨城県南地域には、20933haの樹林がありそのうちの約9割(18392ha)は民有林であり、1980年頃から、開発や手入れ不足などが原因となり減少と荒廃が進み、樹林地の整備・保全の必要性が高くなっていった。この現状を踏まえ、茨城県では1993年から市町村による平地林等の保全を目的とした森林整備事業として、平地林保全特別対策事業を導入したが、市町村における整備費用負担や、樹林地所有者との調整などの問題から整備が進んでいなかった。この現状及び、2008年より茨城県において森林湖沼環境税が導入されたことを契機として、みどりの事業が導入された。

3. 1. 2 みどりの事業運用方針・運用プロセス

みどりの事業運用方針としては、身近なみどりの持つ公益性の持続的な発揮を目指す事としている。ここでみどりの事業においては身近なみどりを、通学路、寺社、公園等の公共性の高い場所、及び住宅団地等周辺の樹林としている。そのためみどりの事業における公益性の高い場所とは、学校、公園、神社及び住宅団地として本研究においても定める事とする。また、それら身近なみどりの樹林の持つ公益性としては、調節的機能、レクリエーション機能及び生物多様性の保護の3つに分類されている。

3. 1. 3 みどりの事業運用数・実施面積

みどりの事業は整備目標面積を毎年200haと定めているが、事業が実施された2008年からの5年間の合計では、整備目標が1000haであることに対して、実際の事業実施整備面積が1096haと、整備目標よりも96ha多く実施されている結果となっている。しかし、それでも2013年時点で約8000haの量の緊急間伐が県全体で必要とされているという事実があることから、事業期間を5年間延長をし、2017年度までの実施予定となっている。

3. 1. 4 みどりの事業実施場所

みどりの事業実施地が、事業運用方針に沿っているかを把握するため、事業実施地と最短距離にある公益性の高い

場所との距離を ArcGIS を用いて算出した。算出結果をグラフにして整理したものが図 1 となり、各市町村によって事業実施地にはばらつきがあり、必ずしも公益性を重視しているとは限らないことがわかった。

3. 2 みどりの事業の課題

みどりの事業の課題点として県南農林事務所では、管理主体者による 10 年間の維持管理義務、県内の林政課職員の不足、市町村ごとのみどりの事業に対する意欲の差の 3 点を挙げていた。また、各市町村におけるみどりの事業の課題点を把握するため、各市町村にヒアリングを行った結果、10 年間の維持管理義務、事業の認知度不足、予算不足、実施場所の選定及び、地権者の多さの 5 点を挙げていた。

3. 3 管理主体者へのヒアリング結果

各市町村におけるみどりの事業課題点において、全 14 市町村において共通の課題となっているのが、10 年間の管理についてであった。本課題については、県南農林事務所の挙げる事業の課題にも含まれているため、みどりの事業において最大の課題点であると言える。継続的な管理が行き届いていると言える場所を選定し、現地の管理主体者に対してヒアリング調査を行った。その結果、毎週樹林地所有者とコミュニケーションを取っていることやイベントの開催を毎年行っていることが共通点として挙げられ、共通の課題点としては会員の高齢化が挙げられた。

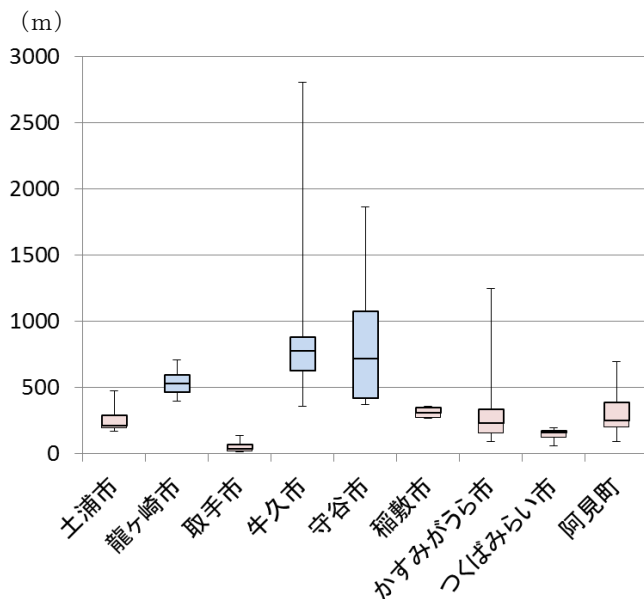


図 1 事業実施地と公益性の高い場所間の距離

4. 考察・結論

各市町村におけるみどりの事業実施地の、公益性の高い場所との距離の差が生じている要因を考察するため、市町村ごとに定められている総合計画書を用いてみどりの事業を実施するうえで各市町村が重視している項目を整理し、各市町村事業担当行政職員にヒアリング調査を行い事業実施地決定の際に重視する項目をまとめたものが表 1 である。図 1、表 1 の結果を踏まえると、各市町村が定める総合計画書等の

上位計画において、樹林地を整備する際に公益的機能の発揮を重視項目として位置づけることで、適正なみどりの事業実施につながるということが示唆された。

また 3.3 節でのヒアリング結果を踏まえて、管理主体者による継続的な維持管理には、第一に各市町村事業担当者が 2 者協定ではなく 3 者協定を中心として事業協定を締結する仕組み作り、第二に樹林地所有者と管理主体者とのコミュニケーションの充実を図る仕組み作り、第三に管理の担い手を増やす仕組み作りを行うことが大切であると考えられた。

表 1 各市町担当者の事業実施地決定重視項目

総合計画における重視項目	市町	事業実施地決定における重視項目
公益性	土浦市	公益性
	取手市	公益性
	つくば市	公益性
	稲敷市	公益性
	かすみがうら市	公益性
	つくばみらい市	公益性
景観の向上	阿見町	景観の向上
	石岡市	景観の向上
	龍ヶ崎市	公益性
	牛久市	景観の向上
	守谷市	景観の向上

引用文献

- 茨城県 森林湖沼環境税の導入, http://www.pref.ibaraki.jp/close_up/cl0803_03/, (アクセス日: 2014 年 1 月 13 日)
- 高橋裕美・朝廣和夫 (2014) : 特別緑地保全地区と市民緑地における緑地保全活動と施策の運用について. ランドスケープ研究, 77 (5), 537-542.
- 青柳みどり・山根正伸 (1992) : 都市近郊における使用賃貸型の林地保全施策の事例について. 造園雑誌 55 (5), 343-348.
- 後藤美香子 (2012) : 住民による維持管理・運営から見た市民緑地制度の運用実態. 日本都市計画学会都市計画論文集 47 (3), 1057-1062.
- 李龍太・恒川篤史 (1999) : 東京都練馬区における樹林地保全制度と樹林地所有者の意識傾向に関する基礎的研究. ランドスケープ研究 65 (5), 737-740.
- 平木陽一郎・小嶋勝衛・根上彰生 (2004) : 市民緑地の管理・運営実態に関する研究-せたがやトラストと東京都練馬区の比較を通して-. 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp965-966.
- 星野真有美 (2008) : 森林環境税の現状と課題: 県民理解と現場の生の観点から. 日本森林学会大会発表データベース 119 (0), 229-229.
- 岐阜県 森林環境税導入状況, <http://www.yikeo.com/advanced/ch8/advanced8-1.html>, (アクセス日: 2015 年 1 月 20 日)